

特別養護老人ホーム花みずき運営規程（空床利用型）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人創絆福祉会が開設する特別養護老人ホーム花みずき（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及びその他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、特別養護老人ホーム花みずきの空床を利用し適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定短期入所生活介護（空床利用型）の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護（空床利用型）の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施の当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム花みずき
- ② 所在地 広島県安芸郡海田町大立町6番4号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。なお、介護予防も併せて表記し、従業者の員数は、本体施設と合算した数とする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 医師 1名
 - 生活相談員 1名以上

看護職員	1名以上
介護職員	14名以上
機能訓練指導員	1名以上
管理栄養士	1名

従業者は、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供を行う。

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）の利用定員は特別養護老人ホーム花みずきの定員29名以内とする。

(短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割のいずれかの額とする。

- ① 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練
- ③ 健康チェック
- ④ 送迎

2 第8条における通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点より1kmあたり20円

3 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- ② 滞在費 ユニット型個室 2,066円
- ② 食費（朝食390円、昼食585円、夕食470円）
合計1,445円（1日当り）

- ③ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
特別な食事を提供することに要した費用から②に規定する額を控除した額

- ④ 理容・美容代 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用

者又はその家族の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護（空床利用型）及び介護予防短期入所生活介護（空床利用型）を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、安芸郡、広島市安芸区、広島市南区の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうように指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。

② 特別養護老人ホームの空床を利用するため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。

③ 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

（身体的拘束等）

第11条 事業所は、指定短期入所生活介護（空床利用型）及び指定介護予防短期入所生活介護（空床利用型）の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行う。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町に通報する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヵ月以内

② 継続研修 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人創絆福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(改正)

第14条 この規程の改正は理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和元年11月30日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和3年12月11日から施行する。

この規程は、令和6年12月14日に改正し、令和6年8月1日から実施する。